

# 審 査 基 準

平成 30 年 5 月 15 日作成

法 令 名	: 長野県道路交通法施行細則
根 拠 条 項	: 第 2 条
処 分 の 概 要	: 通行禁止除外指定車に対する標章の交付
原 権 者 ( 委 任 先 )	: 警察署長 ( 高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官 )
法 令 の 定 め	:
審 査 基 準	: 別紙参照
標 準 処 理 期 間	: 5 日 ( ただし、行政庁の休日は含まない。 )
申 請 先	: 除外指定を受けようとする区域又は区間を管轄する警察署の交通課又は交通第二課窓口 ( 高速自動車国道については、高速道路交通警察隊総務係 )
問 い 合 わ せ 先	: 長野県警察本部交通部交通規制課規制係 ( 電話 : 026-233-0110 )
備 考	:

## 別紙

- 1 長野県道路交通法施行細則別表第1の2の(10)のイに規定する「医師又はこれに準ずる者」とは、社会通念上、医師と同種の職種に該当し、医師と同等の公益性が社会的に認知されているものをいう。(例：歯科医師、獣医、助産婦、柔道整復師)
- 2 長野県道路交通法施行細則別表第1の2の(10)のエに規定する「特にその必要性が認められる車両」とは、社会通念上除外指定を受ける以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、交通規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性(公益性)及び必要性があると認められる車両をいう。(例：身体障害のため歩行困難な者から依頼されたタクシー)